

四日市中央工業高等学校同窓会 会計作業規定

改訂 2023.10.01

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規定は「三重県立四日市中央工業高等学校同窓会 会則」第16条5項の定めに従い会計作業を円滑に進めることを目的として定める

第2章 作 業

(年度の初め)

第2条 本規定の年度の初めの作業は、次の内容とする

- 1、会計予算書(案)を作成する
- 2、定期総会にて会計予算書(案)を報告・承認を得る

(年度の間)

第3条 本規定の年度の間々の作業は、次の内容とする

- 1、会計中間決算書を作成して会長に確認を得る

(年度の終わり)

第4条 本規定の年度の終わりの作業は、次の内容とする

- 1、会計決算書を作成して会計監査に確認を得る
- 2、定期総会にて会計決算書を報告・承認を得る

(通常の作業)

第5条 本規定の通常の作業は、次の内容とする

- 1、金融機関の通帳・証書・印鑑を管理する
 - 1) 名義は、四日市中央工業高等学校同窓会 会長名義とする
 - 2) 会長が改選された時は名義変更をする
- 2、支出決算書にて都度会計処理する
- 3、支出規定により会計処理する
- 4、(別紙-5)「四日市中央工業高等学校同窓会 部活動奨励金規定」が有り管理する
- 5、部活動用のバス維持費・・・2年間で5万円/1台 ×台数分

(卒業時の作業)

第6条 本規定の卒業時の作業は、次の内容とする

- 1、記念品として男子にネクタイを贈呈する
 - 1) デザインについては、担任団に依頼する
 - 2) フジマキネクタイ
- 2、注文数は、クラス人数+5~10本程度とする
- 3、女子には、記念品(品物は都度先生方で検討)を贈呈する
- 4、男子担任には、男子と同じネクタイを贈る
- 5、女子担任には、2,000円分の商品券を贈る
- 6、卒業記念アルバムを1冊注文する

第3章 規定の改訂・改廃

(規定の改訂・改廃)

第7条 本規定の改訂・改廃は、「三重県立四日市中央工業高等学校同窓会 会則」
第26条による

第4章 附 則

(実施期日)

第8条 本規定は、令和5年(2023).10.01から実施

(改訂・改廃日)

第9条 本規則は、令和5年(2023).9.15の第29回の総会(書面決議)で一部改訂が承認された